

第5 感染症の病原体等検査の実施体制および検査能力の向上

1 基本的な考え方

- (1) 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制および検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、迅速かつ的確な検査につながるものであり、患者等の人権の尊重や感染の拡大防止等の観点から、極めて重要となります。
- (2) 衛生試験所における病原体等の検査体制等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号）の規定に基づき整備し、管理することが重要となります。このほか、本市は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関および民間の検査機関等における検査体制を確保するため、道と連携し、これらに対する技術的支援や制度管理等に努めます。
- (3) 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、連携協議会への参画等を通じ、関係者や関係機関と協議のうえ、平時から計画的な準備を行うほか、民間の検査機関等との連携を推進することが重要となります。

2 病原体等の検査の推進

- (1) 本市は、広域にわたりもしくは大規模に感染症が発生し、またはまん延した場合を想定し、北海道立衛生研究所と衛生試験所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にして、連携を図ります。具体的には、感染初期は、北海道立衛生研究所が検査を実施し、感染拡大の状況により、必要に応じて北海道立衛生研究所の技術的支援のもと、衛生試験所において検査を実施します。
- (2) 本市は、衛生試験所が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行うなど平時から体制整備を行います。
- (3) 衛生試験所は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修の参加や実践的訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集および提供や技術的支援を行い、質の向上を図ります。また、国立感染症研究所の検査手法を活用して検査実務を行うほか、道および北海道立衛生研究所と連携して、迅速かつ的確に検査を実施します。

- (4) 本市は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関等との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行います。

3 病原体等の検査情報の収集、分析および公表

感染症の病原体等に関する情報の収集・分析および公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の中核をなす重要なものとなります。本市は、病原体等に関する情報を収集するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表します。

4 関係機関および関係団体との連携

本市は、病原体等に関する情報の収集に当たっては、医師会等の関係団体および民間検査機関等と連携を図ります。また、特別な技術が必要とされる病原体等の検査については、国立感染症研究所および北海道立衛生研究所等と連携を図りながら実施します。

5 数値目標

機 関	検査の実施能力※	検査機器の台数
函館市衛生試験所	200件/日	4台
函館市医師会健診検査センター	188件/日	

※ 核酸検出検査（PCR検査等）に限る。